

30 香南監委発第 12 号
平成 30 年 7 月 5 日

請 求 人 様

香南市監査委員 岩本 淳
同 有岡 正博
同 宮崎 晃行

住民監査請求について（通知・公開用）

平成 30 年 6 月 19 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記のとおり却下します。

記

1 本件請求の要旨

香南市役所庁舎内に設置された粗大ごみ処理手数料券自動券売機の管理を担当していた職員が、平成 29 年 8 月末に所管課長が気付くまで、平成 28 年度分の粗大ごみ処理手数料約 450 万円を会計処理していなかった。

平成 30 年 6 月 15 日、香南市議会一般質問でこの問題が取り上げられ、翌日の高知新聞は、「市の調べに職員は、『平成 29 年 4 月 3 日に平成 28 年度手数料の締め処理をしたが、出納業務が可能な午後 5 時 15 分を過ぎていた。会計処理ができなかったため、翌日入金しようと思い、引き出しに保管したまま失念した』とし、私的流用は否定している。」と報じた。これが事実とすれば、当該職員は公務員としての資質に著しく欠け、不適格と言わざるを得ない。

「香南市財務規則」（以下「財務規則」という。）第 34 条第 3 項に「現金を収納した会計管理者は、直ちに指定金融機関に払い込まなければならない。」とあるように、市民が納めた手数料を直ちに会計処理することは公務上の義務である。当該職員が速や

かに会計処理の手續に及ばなかったことは、明白な「非行」、「横領」行為と指弾されてしかるべきものである。

さらに、市の粗大ごみ処理手数料券自動券売機の記録（ジャーナル）には、平成 28 年 5 月 23 日（9 時 13 分）に 53 万 6,320 円、同年 9 月 7 日（22 時 54 分）に 119 万 5,850 円、平成 29 年 4 月 3 日（17 時 13 分）に 276 万 7,060 円、同年 7 月 27 日（12 時 31 分）に 148 万 7,180 円を引き出した事実が残っている。

加えて平成 29 年 7 月 27 日（12 時 31 分）に 148 万 7,180 円を引き出し、定期監査の目をごまかした事実が指摘されている。こうした一連の不可解な行為について、市当局は市民が納得できる説明をまったく行っていない。

問題発覚後、約 450 万円が「全額入金された」ことを理由に「指導処分」という極めて軽い処分で決着がはかられたことも、市行政に対する深刻な不信を生み、様々な憶測がなされる状態を作り出している。

以上の事実経過から按ずるに、当該職員の行為は、地方公務員法の以下の条項（地方公務員法第 29 条（懲戒）・同法第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）・同法第 33 条（信用失墜行為の禁止））にことごとく違反しており、厳罰に処すべきものと思料する。また、市長以下の人事、業務上の監督責任も厳しく問われるべきである。

については、市行政に対する信頼の回復、公務員倫理の確立、公金の適切な管理と再発防止のため、過去の香南市粗大ごみ処理手数料券自動券売機の会計状況をあらためて監査して、事実関係の徹底究明と公金流用の有無、香南市長以下市幹部の管理監督責任の明確化、当該職員に対する地方公務員法に則った厳正な処分実施など、市民が納得できる措置が講じられるよう監査委員の立場から勧告されることを強く求める。

2 検討

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象は、同項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られ、これらの事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。対象が財務会計上の行為又は怠る事実に限られるのは、住民監査請求の目的が監査の実施によって地方公共団体の被った損害を補填し、もって地方財政の適正な運営を確保することにあるためである。

さらに、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があったとしても、その地方公共団体の財産的な損害が発生し、又は発生しようとしていると認められる場合でなければ請求することはできない（最高裁判決平成 6 年 9 月 8 日）ものとされている。

本件請求の主旨は、当該職員が香南市粗大ごみ手数料券自動券売機における、平成 28 年度分の粗大ごみ処理手数料の締め処理を平成 29 年 4 月 3 日に行い、精算した 449 万 9,230 円を所管課の機の引き出しに保管して失念し、会計管理者への収納が平成 29 年

9月1日まで遅滞したことを違法とし、住民監査請求を求めたものである。

財務規則第33条では、「出納員及び会計職員は、毎日その日の収納に係る現金を会計管理者に引き継がなければならない。」と規定されている。

粗大ゴミ処理手数料の現金を取り扱う職員は、財務規則第6条の2において市長が任命しており、出納員及び会計職員と同等の責務を負うものである。

粗大ゴミ処理手数料券自動券売機から取り出した449万9,230円を約5ヶ月間失念し、机の引き出しに保管したことは、明らかに財務規則に則っておらず、違法・不適切な財務会計上の行為である。

本件請求における粗大ゴミ処理手数料の現金449万9,230円は、本来であれば平成28年度の歳入とされるべきものではあるが、請求書に添付された事実証明書である平成29年度調定票（調定番号3133）において平成29年度の歳入とし、決定されたことが確認できる。

調定行為は、法第231条に歳入の収入方法として規定されており、地方公共団体が所要の事項を調査し、その金銭債権の存在と内容を確認し決定するものであることから、歳入の確定がなされており、香南市における実質的な損害はないものと解される。

3 結論

以上のとおり本件請求の対象行為は違法・不適切な財務会計上の行為ではあるものの、損害発生の実事が認められず、先に述べたように、住民監査請求の目的が監査の実施によって地方公共団体の被った損害を補填し、もって地方財政の適正な運営を確保することにあることから、法第242条第1項における住民監査請求の要件を満たしておらず、本件請求を却下するものである。

なお、本件請求の対象行為は、公金管理における不適切な取扱いであることから、下記の付記を市長に対し監査委員の意見として提出した。

（付記）市長に対する監査委員の意見

住民監査請求は住民が法に基づき、監査委員に対して監査を請求できる制度であり、本件請求の請求者の措置請求を踏まえて以下の意見を提出するものである。

本件請求の対象行為は、公金管理における極めて不適切な取扱いであり、強く非難されても止む得ないものとする。

地方自治体職員は、公務員としての自覚に立ち、公金は住民から託された財産であるとの意識を持ち、関係法令及び財務規則を遵守しなければならないことは言うまでもなく、取扱いについては常日頃、細心の注意をもって処理を行わなければならない。

更に本件請求の事案に対する市当局の住民に対する説明が不十分であったことは、本件請求の中でも述べられているが、監査委員としても認識を同じくするものである。住

民から託された財産である公金の不適切な取扱いは、住民の信用を大きく失墜するものであり、住民に対する説明責任を果たすことが必要と考える。

また、近年のコンビニ収納及び券売機等の多様化する収納方法に対して、収納に関するルールを含む現行の体制が十分に対応しているとは言い難く、早急に管理体制の構築に努めることが必要である。

今後は、コンプライアンスの徹底に向けた各種の研修を行う等、職員間で法令遵守の認識を継続的に持つことで、組織としての内部統制を図る必要があり、市当局に強く要望する。